

第1章 基本方針

1 計画の目的、基本方針

一般廃棄物処理(ごみ処理)基本計画において、次の基本方針に基づき、ごみの発生抑制から処分までの一貫した処理体系を築き、適正処理を推進していきます。

【一般廃棄物処理(ごみ処理)基本計画の基本方針】

1.諸計画との調和

総合計画や環境基本計画、都市計画等と十分に整合がとれた計画とします。

2.発生抑制(リデュース)の推進

再資源化(リサイクル)や適正処理よりも優先して、ごみを生まない生活様式の確立を目指します。

3.分別排出と再生利用の促進

再使用(リユース)や再資源化(リサイクル)の促進を図り、省資源、省エネルギーにつなげていくため、市民と事業者と市が協力して、ごみの分別排出、処理過程での再資源化等を推進します。

4.適正処理の推進

多治見市の区域内で分別排出されたごみを速やかに収集・運搬し、法令に基づき、衛生的かつ安定的に処理することによって、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ります。

5.環境保全を重視した経済的で効率の良いごみ処理体系の確立

ごみ処理に当たっては、地域の環境保全に重点を置き、経済的で効率的な運営を行うことを基本として、収集・運搬、中間処理、最終処分の各処理体制を相互に連携した体系として整備します。

6.他自治体との連携

自治体単独では解決できない課題や大規模災害時の支援等、他自治体との連携を図ります。

2 計画期間

本計画の期間は、令和9年度から18年度までの 10 年間です。

また、社会情勢の変化等に伴う計画の見直しは、令和9年度から5年目の令和13年度に行い、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じ見直しを行います。